

地域生活基盤施策

— 経済産業省の関連施策 —

平成26年10月8日

1. 中心市街地の魅力向上

～コンパクトシティの要となり、地域の核となる中心市街地の活性化を支援～

① インパクト・波及効果の高い事業への投資促進(集中投資)

- 地元の強いコミットメントがあり、地域の内外から人を惹きつけ、波及効果が高い民間プロジェクトを重点的に支援(このため2014年の通常国会で中心市街地活性化法を改正)。

② 複合的な機能の充実(文化・医療・介護施設等)

- 商業のみならず、文化・教育・医療・介護・居住といった機能を有する施設の複合的な整備により中心市街地の魅力向上を図る。
- 複合的な機能の整備に向け、関係省庁が一体となった取組が必要。そのため、本年5月に地域活性化プラットフォームを設置し、地域づくりのモデルケースを選定して地域活性化の取組を推進。

③ 人づくり・知恵づくり・地元のコンセンサスづくり(人材育成、専門家派遣)

- まちづくりのノウハウを有する人材を育成。
- 各地で経験を積んだ専門人材を中心市街地に派遣し、まちづくりのアイデアを生み出すとともに、地域のコンセンサス形成を推進。

④ 中心市街地だけではなく、都市全体の活性化へ

- 中心市街地の活性化には、都市全体の活力の維持・向上が必要であり、周辺地域の居住人口や交通インフラの維持・充実が不可欠であることから、国土交通省を始め関係省庁と連携を強化。

都市全体の活力維持・向上に向けた施策の連携

- 中心市街地の活性化には、都市全体の活力の維持・向上が必要であり、周辺地域の居住人口や都市を繋ぐ交通インフラの維持・充実が不可欠であることから、2014年の通常国会において、関連3法を同時に改正するとともに、それぞれの法律における計画の相互の適合・調和を図ることを規定。

都市の再生

都市再生特別措置法を改正

- 民間投資やそれへの支援を効果的にするための土俵づくり
(多極ネットワーク型コンパクトシティ化)
- 都市全体の観点から見た**生活機能**や**居住機能**等の立地施策

連携

中心市街地活性化施策の強化

中心市街地活性化法を改正

- 民間投資の喚起による**地域経済活力**の向上
- 市町村の裾野拡大
- 周辺地域に波及効果がある中心市街地の民間プロジェクトの重点支援 等

地域公共交通の充実

地域公共交通活性化・再生法を改正

- 交通政策基本法を踏まえた**地域公共交通**の目指すべき方向性の明確化
- まちづくり等の地域戦略と一体となった総合的な地域公共交通のネットワークの形成
- 地域公共交通ネットワークの再編の実効性を確保する仕組みづくり

2. 地域コミュニティ・生活基盤の維持（商店街の活力維持）

- 商店街の新陳代謝を進め、活力を維持するため、地域の商業者・起業を目指す事業者のためのチャレンジショップの整備、空き店舗への店舗誘致等を支援。
- 店舗の集約化による商店街のコンパクト化に向けた取組を支援。

3. 生活に必要な買物等へのアクセスの確保

- 高齢化や地域における商業機能の衰退により、買物等に困難を抱える「買物弱者」問題が深刻化。
- 宅配や移動販売を手がけている事業者は存在するが、人件費等のコストが負担となり、持続可能性が低く、広がりも限定的。
- そこで、地元自治体と連携し、買物を始めとする地域に不可欠なサービスを複合的に提供するモデルを構築することで、買物等への持続可能なアクセスの確保を図る。

(参考1) 平成27年度概算要求及び税制改正要望について

1. 中心市街地の魅力向上（中心市街地活性化）

○コンパクトシティの形成促進のため、民間投資を喚起し中心市街地内外への波及効果の高い中核的な商業施設等の整備やまちづくりを担う専門人材の育成・派遣等を支援。

【概算要求額】18.5億円

【税制改正要望】重点支援事業を実施する者について、①土地等を取得等した場合の固定資産税等の軽減措置の創設、②建物等の取得時における割増償却の適用期限の2年間延長

2. 地域コミュニティ・生活基盤の維持（商店街の活力維持）【概算要求額】25億円

○地域の商業者・起業を目指す事業者のためのチャレンジショップの整備、空き店舗への店舗誘致等による商店街の活力維持の取組を支援。

○店舗の集約化による商店街のコンパクト化に向けた取組を支援。

3. 生活に必要な買物等へのアクセスの確保（買物弱者対策）【概算要求額】1億円

○都市・商業機能のコンパクト化にあわせて、その周辺地域などにおける買物等に困難を抱える方々に対し、地元自治体と連携し、地域に不可欠なサービスを複合的に提供する持続可能なモデル事業を支援。

(参考2) 中心市街地活性化法の改正について

中心市街地活性化法の改正の概要 (2014年)



【重点支援】 ～民間投資を喚起する新たな制度の創設～

○経済波及効果が高く、地元の強いコミットメントがある民間プロジェクトに対し、予算措置の拡充、税制優遇措置、無利子融資、大店立地法の特例等の重点支援を実施

【地域の創意工夫支援】 ～規制緩和の拡大～

○オープンカフェ等の実施を可能とする道路占有の許可の特例措置 等

<法改正の経緯>

中心市街地活性化法を創設 (1998年)

- (1) 「市街地の整備改善」及び「商業の活性化のための事業」に対する支援措置の創設
- (2) 市町村が単独で基本計画を作成・公表し、関係省庁が各事業に対しそれぞれ支援(690の基本計画を策定)

中心市街地活性化法の改正の概要 (2006年)

- (1) 「生活空間としての中心市街地」の再生
⇒支援措置に「都市福利施設の整備」及び「まちなか居住の推進」を拡充
- (2) 国の支援の選択と集中
⇒中心市街地活性化本部を創設し、総合的な視点から市町村の取組を評価・支援するため、内閣総理大臣が関係省庁の同意を経て基本計画を認定(122の基本計画を認定)

- 少子高齢化・都市機能の郊外移転等により中心市街地の商機能衰退や空き店舗等の増加に歯止めが掛からない状況
- コンパクトシティの実現に際して重要な要素となる「中心市街地の活性化」が喫緊の課題

(参考3) 中心市街地活性化法の概要

法目的

少子高齢化、消費生活等の状況変化に対応して、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進。

組織構成

【中心市街地活性化本部】

- ＜本部長＞ 内閣総理大臣
- ＜副本部長＞ 内閣官房長官、地方創生担当大臣、経済産業大臣、国土交通大臣
- ＜本部員＞ 全閣僚

政策方針

【基本方針】 <中心市街地活性化本部が案を作成し、閣議決定>

中心市街地活性化協議会

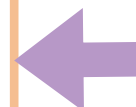
＜構成員＞

- ・まちづくり会社
- ・商工会議所
- ・市町村
- ・民間事業者
- ・地域住民 等

提案意見



認定



内閣
総理大臣

※関係府省庁が同意

計画策定 ・ 関係者の 関与

【中心市街地活性化基本計画】 <市町村が作成>

【基本計画(概要)】

- 基本的な方針、位置及び区域、目標(定量的な数値目標)、計画期間(概ね5年以内)
- 中心市街地活性化のための事業(市街地整備、都市福利施設整備、まちなか居住推進、経済活力向上) 等

認定基本 計画への 支援

中心市街地再興戦略事業費補助金(経済産業省)、社会資本整備総合交付金(国土交通省)、中心市街地活性化ソフト事業(総務省) 等

(参考4) これまでの取組事例(1)

◆「土地の所有と利用の分離」の手法を活用し、商・医・住の一体型施設を整備 : 高松市(香川県)

- 丸亀町商店街では、定期借地権を利用した「土地の所有と利用を分離」した再開発を実施することで、まちのコンセプトに合わせた魅力ある店舗集積、景観統一を実現。
- 商業・医療・住居機能を備えた複合施設を整備するなど、住まい手にとっても快適で魅力ある環境を整備。
- 今後の課題は、来訪者が、丸亀町商店街から隣接商店街まで一步足を延ばして回遊したくなる仕掛けづくり。

【成果の事例 (空き店舗率の減少)】

7.5% (H22年) ⇒ 2.4% (H24年)



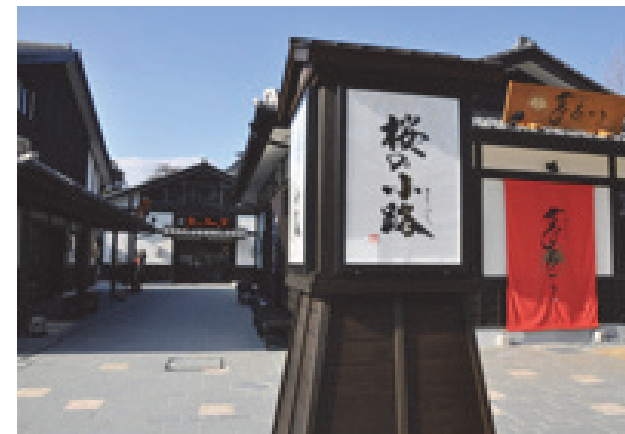
<丸亀町商店街>

◆観光資源と地元の産品を扱う集客施設を一体的に整備 : 熊本市(熊本県)

- 熊本城内に来場者に対するサービス向上を図る拠点として、城彩苑(飲食物販施設)を整備することで、観光客の滞在時間が延長し宿泊客数が増加。
- 熊本城築城400年を記念した本丸御殿修復事業等と併せてプロモーションを行ったことにより、来場者数の大幅な増加に大きく寄与。
- 今後の課題は、熊本城及び飲食物販施設から、周辺の商店街への観光客の更なる回遊性の向上。

【成果の事例 (年間施設来場者数)】

82.6万人 (H17年) ⇒ 158.0万人 (H23年)



<城彩苑>

(参考4) これまでの取組事例(2)

◆統一的なまちづくりのコンセプトにより観光地としての魅力が向上 : 長浜市(滋賀県)

- まちづくり会社が複数の伝統的町屋等の土地・建物を一元的に運営し、来場者の需要にこたえる魅力的な街並みを整備。
- 伝統的町家等を体験型宿泊施設や地場産品を扱う店舗、特産品であるガラス製の生活雑貨店等に整備し、黒壁スクエア独自の魅力を高めることで、回遊性を高め、滞在時間の延長を図り、宿泊者数の増加に大きく寄与。
- 中心市街地のにぎわいと活力を維持するためには定住人口が不可欠であることから、地域生活者の確保と定住化対策の推進が今後の課題。



<黒壁の街並み>

【成果の事例 (年間宿泊者数)】

31.9万人 (H21年) ⇒ 36.7万人 (H25年)

◆地元の産品の販売施設を観光拠点として整備 : 富良野市(北海道)

- 市中心部にあった病院が他所に移転したことにより、病院に来院していた一般市民も中心市街地を訪れる機会が減少したため、物販施設を中心とする観光客の取り込み拠点(フラノマルシェ)を整備。
- 全国的に高いブランドイメージを持つ地域資源を活かしたテナント構成にし、徹底的に富良野産にこだわることやマスメディアによる露出が増えたことにより、富良野ブランドの魅力が高まったこと等が来街者数の増加に大きく寄与。
- 利便性のある生活都市機能の構築と消費者人口拡大を目指した居住人口の増加が今後の課題。



<フラノマルシェ>

【成果の事例 (年間来街者数)】

8.0万人 (H18年) ⇒ 79.5万人 (H25年)